

プール管理等業務仕様書

プール管理等の業務内容は、本仕様の定めるところによる。

なお、受託者の資格は警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく「警備業（第 1 号業務）」の認定を受けている者であること。契約締結時には当該認定証の写しを提出すること。

また、法定教育及び業務遂行上必要な教育については徹底して行うこと。

1 委託箇所

- 絹の里友♡ゆう♡プール（川俣町字宮前 2 0 番地）
- 川俣小学校プール（川俣町字宮前 3 6 番地）

2 委託期間

契約の日から令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで

3 開設期間及び人員配置

		絹の里友♡ゆう♡プール	川俣小学校プール
開設時間	6月13日(土)～ 7月12日(日)の 土・日・祝日	午前10時～午後5時30分	
	7月18日(土)～ 8月21日(金)の 毎日	第1回 午前10時～正午 第2回 午後1時～午後3時 第3回 午後3時30分～午後5時30分	
	8月22日(土)～ 8月30日(日)の 土・日		
人員		監視員 3名(常時) 受付等 2名(常時)	監視員 4名(常時)
園児等利用時の人員		-	監視員 2名

4 プールを安全に使用するための作業

(1) 絹の里友♡ゆう♡プール及び川俣小学校プール

ア プールの洗浄

プール開設までに、委託者が実施する。

清掃時にでた汚泥は、受託者が用意する土のう袋に詰め、指示された場所に搬入する。土のう袋は受託者において準備する

イ プール循環系統（循環ろ過機）等の水抜き

プール開設期間終了後の水抜き作業は委託者が実施する。

5 係員の配置

(1) 職務内容等

ア 共通事項

プール開設期間中は、使用前にプール場内各所を点検し、清掃に必要な物を準備すること。また、終了後はプール場内の清掃及び後片付けをして現状に復すること。

管理責任者及び福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱に基づく衛生管理者を置くこと。

イ 管理責任者（監視員または受付係等より1名選任）の任務

- ① プールオープンの判断については、午前の部は9時、午後の部は正午に行い、担当者、川俣町体育館の両方に連絡すること。
また、雷等の悪天候で開催を中止にする場合はその都度ごとに連絡するものとし、天候回復に伴う再開の連絡についても同様とする。
- ② プールにおける安全な運営を確保するため、受託者から委任された現場の責任者が委託業務の窓口となり、業務全体を総括し、係員の指揮監督にあたること。
- ③ 町教育委員会から指示があった事項について、受託者とよく調整し、プールの開設に支障のないよう配慮をすること。
- ④ 機械操作を適切に行うこと。また、係員に適切な指示を与えること。
- ⑤ プール開設中は毎日、使用料報告書に現金を添えて川俣町体育館に提出すること。
なお、土日祝日のプール使用料は、それぞれ、その日から一番早い平日に川俣町体育館まで提出すること。
- ⑥ プール開設中は、プール管理日誌をもって委託者に報告をすること。また、準備期間及び後片付け期間中で作業をした場合も、管理報告書をもって報告すること。

ウ 監視員（遊泳者の監視、救護及び安全管理）の任務等

- ① 監視員のうち、1名以上は女性を配置すること。
- ② 入場者のマナーの向上を図ること。
- ③ 入場者には、誠実・公正かつ親切に対応するとともに、言葉遣い等に注意し、相手に不快感を与えないように努めること。
- ④ プールを安全かつ衛生的に維持管理すること。
- ⑤ 薬剤を投入し、3時間毎にプール水の残留塩素を測定すること。また、常時所定の数値を保持すること。
- ⑥ 開始時から3時間毎に気温・水温・残留塩素等の測定値をプール管理日誌に記入すること。
- ⑦ 水道のメーター（親メーター）をプール開場前と閉場後に検針し、プール管理日誌に記入すること。
- ⑧ 次亜塩素酸ソーダの数をプール開場前と閉場後に確認し、プール管理日誌に記入すること。
- ⑨ 機械の調整をする際は、管理責任者と十分な打合せをすること。
- ⑩ ろ過器の運転及び保守、逆洗の際の配水には特に注意をすること。
- ⑪ 放送設備及び防火設備に関して、支障なく使用できるように配慮すること。
- ⑫ プール利用者等のケガ、溺者、病人等の応急処置を行い、状況により救急車の手配をすること。その際、併せて、川俣町教育委員会へ早急に報告すること。
- ⑬ 管理責任者と十分な打合せを行い、監視員の配置は、指令・監視・待機等、業務に支障をきたさない適切なローテーションを組むこと。
- ⑭ プール使用前後毎日、プールクリーナー等により水中及びプールサイド等の清掃を行うこと。また、休憩時に水中の異物等の探査を行うこと。

- ⑮ 監視員については、一定の泳力を有し、日本赤十字社、日本水泳連盟等の講習会を終了した者及び経験者を適切に配置することとし、適正な監視体制を確立すること。
- ⑯ 随時、男女更衣室（ロッカールーム）内の巡視を必ず行い、終了後ロッカー内の点検を行い、事故防止に努めること。
- ⑰ 衛生面に特に留意し、薬品及びトイレットペーパー等を補充すること。
- ⑱ くず入れのごみを回収分別し、指定された場所に置くこと。また、プールサイド等のよごれ、ごみ等については随時清掃すること。

エ 受付の任務

- ① 入場者の状況により配置を調整すること。
- ② プール利用者に利用券を販売（配布）し、入場の際は利用券を回収すること。また、利用枚数を記録し、利用券を適切に保管するとともに、紛失等には特に注意して扱うこと。
- ③ 未就学児、高齢者、障害者及びその付添人等をカウントすること。

オ 利用の制限について

別表1のとおり行うものとする。

6 管理業務に伴う使用備品及び消耗品等

(1) 町で準備する使用備品

AED・帽子・ホイッスル・メガホン等。ただし、貸与備品等については、破損しないように丁寧に扱い、もし、破損した場合は受託者が負担すること。

(2) 町で準備する消耗品等

次亜塩素酸ソーダ・救急医薬品・残留塩素測定器及び試薬等。使用後には必ず残量を確認し、時間に余裕を持って川俣町体育館まで補充の申請を行うこと。

物品の購入は、川俣町体育館職員が行う。

- (3) プール利用券は委託者で準備し、受託者は、プール利用券のつり銭を準備するものとする。
- (4) 管理業務を実施するために必要な水及び電力は、無償で受託者に供給するがこれらの使用については、極力節減に努めること。

7 清掃業務

以下の表のとおり行うものとする。

業 務	作 業 内 容	清 掃 区 域
管理棟清掃	床は、ほうき等での掃き掃除を行い、机等の汚れについては、布巾で水拭きする。	管理棟
更衣室・トイレ等清掃	床は、デッキブラシ等で水洗いを行い、適宜洗浄剤を使用し洗浄する。トイレ等タイル床は、水分をふき取る。窓の棧及びロッカー等については、水絞り雑巾でふき取る。	全 館
ガラス清掃	中性洗浄剤等を使用して汚れを除去し、水拭きした後、乾いた布で磨き上げる。	全館ガラス設置箇所
プール清掃	中性洗浄剤とデッキブラシ等を使用し、洗浄する。	50mプール、25mプール、幼児用プール
除草作業	プール施設内の除草を行う。	施設内全域

8 関係書類の提出

受託者は、次の書類を原則として下記の期限までに提出しなければならない。

書 類 名	提 出 期 限	部 数
業務計画書	業務の着手又は変更の3日前	各1部
警備業認定証の写し	業務の着手又は変更の3日前	
業務従事者名簿	業務の着手又は変更の3日前	
業務従事者の救助及び応急手当に関する資格証等の写し	業務の着手又は変更の3日前	
業務マニュアル	業務の着手又は変更の3日前	
業務従事者勤務管理表	業務各月の前月末日	
プール管理日誌	業務日の翌日	
事故報告書	事故内容が確認できた翌日	
業務完了報告書	業務の竣工時	
写 真	業務の竣工時	
その他必要書類	その都度	

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱に基づきプールを管理すること。また、委託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、従業員の服装に関して一般利用者との区別ができる統一した被服を着用させること。
- (3) 受託者は、プール施設設備について、善良な管理者の注意により保守管理すること。
- (4) プール使用料の現金については、受託者が責任を負うこと。また、盗難・故障等が発生した場合は、速やかに川俣町教育委員会に報告し、指示を受けること。
- (5) 事故が発生し、その原因が受託者の故意又は過失による場合は、受託者が責任を負うこと。
- (6) 受託者は、(4)の責任を補てんするため、賠償責任保険に加入すること。
- (7) 利用者の事故防止及び衛生面については、細心の注意を払うこと。
- (8) 業務上知り得た情報は、委託期間及び委託期間満了後もこれを漏洩してはならない。受託業者が雇用等した職員等についても同様とする。

10 事故報告

受託者は、事故が発生した場合には、必要な処置を講ずるとともに、直ちに口頭で町教育委員会に報告し、後に書面をもって報告すること。

11 委託金額の支払方法

委託金額については、業務完了後に支払うものとする。

12 その他

- (1) 監視員・受付係員については、出来る限り町民の雇用に努めること。
- (2) この仕様書に明示されていない事項については、町教育委員会と協議すること。

プールの利用制限

		絹の里友♡ゆう♡プール 50mプール	川俣小学校プール	
			25mプール	幼児用プール
乳幼児(※1)		利用不可	利用不可	利用不可
未就学児		利用不可	利用不可	保護者付き添い
小学生	3年生以下 及び 泳げない児童	保護者同伴	保護者同伴	○
	4年生以上の 泳げる児童	保護者付き添い	○	○
中学生以上		○	○	○

【凡例】

- 「保護者同伴」 保護者が水着でプール内に入水し、指導できる状態にあること。
一人の保護者に対し、一緒に入水できる子どもの数は二人まで。
- 「保護者付き添い」 保護者がプールサイドから監視・指導できる状態にあること。
- 「○」 単独利用が可能です。

※1 オムツに類するものを使用中の乳幼児は利用できない。